

中小企業向け補助金・助成金一覧表

1. 設備導入支援関係

網かけ：小規模企業向け制度 赤字：前年度情報掲載（情報入手次第更新）

2026/3/5

区分	実施機関	補助金名	対象事業	対象企業等		補助率	補助限度額	募集期間	事業期間	HP等
設備導入	中小企業庁 ものづくり・商業・サービス補助金事務局	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作 品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援 ①付加価値額増加 +3%以上/年 ②給与支給総額+3.5%以上/年 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 +30円 ④従業員の仕事・子育て両立支援 ※従業員2名以上	製品・サービス高付加価値化枠	革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援	小規模企業・小規模事業者・再生事業者2/3 中小企業1/2	従業員数5人以下 100万円～750万円 従業員数6～20人 100万円～1,000万円 従業員数21～50人 100万円～1,500万円 従業員数51人以上 100万円～2,500万円	23次 公募開始 2026/2/6  申請受付 2026/4/3  応募締切 2026/5/8	交付決定 ～10ヶ月以内 (採択発表日 ～12ヶ月)	<a href="https://portal.monodukuri-hojo.jp/">https://portal.monodukuri-hojo.jp/</a>
				グローバル枠	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取組みに必要な設備・システム投資等を支援	小規模企業・小規模事業者・再生事業者2/3 中小企業1/2	100万円～3,000万円			
				大幅賃上げに係る補助上限度額引上の特例	大幅な賃上げに取り組む事業者については、補助上限度額を引き上げ	引き上げ後の補助金額に対し、上記同様 但し、再生事業者・常勤従業員がいない場合は活用不可	従業員数5人以下 100万円 従業員数6～20人 250万円 従業員数21人以上 1,000万円			
省力化設備導入	中小企業庁	中小企業省力化投資補助金（一般型）	人手不足に悩む中小企業等に対して、個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援。 <基本要件>以下の全てを満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ①付加価値額 +4.0%以上/年 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率を3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 +30円 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等	生産・業務プロセスの効率化、サービス提供の省力化を行う中小企業  オーダーメイド設備や個別の現場に応じて組み合わせた汎用設備、システム等を導入する事業計画を持つ中小企業	中小企業1/2、 小規模企業・小規模事業者・再生事業者2/3	従業員数5人以下 750万円（1,000万円）	第6回 公募開始 2026/3月上旬 (予定)  申請受付 2026/4月中旬 (予定)  応募締切 2026/5月中旬 (予定)		<a href="https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/">https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/</a>	
						従業員数6～20人 1,500万円（2,000万円）				
						従業員数21～50人 3,000万円（4,000万円）				
						従業員数51～100人 5,000万円（6,500万円）				
						従業員数101人以上 8,000万円（1億円）				
※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合										
設備導入 施設改修	中小企業庁	中小企業新事業進出補助金	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新事業への挑戦を行うための設備投資を支援 <基本要件>以下の全てを満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ①付加価値額 +4%以上/年 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率≧島根県最低賃金直近5年間の平均成長率または給与支給総額 +2.5%以上/年 ③事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 +30円 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等	企業の成長・拡大に向けた新事業への挑戦を行う中小企業等	1/2	従業員数20人以下 2,500万円（3,000万円）	第5回 公募期間 2025/12/23～  申請受付 2026/2/17～  応募締切 2026/3/26	交付決定日から 14ヶ月以内	<a href="https://shinjiyou-shinshutsu.smrj.go.jp/">https://shinjiyou-shinshutsu.smrj.go.jp/</a>	
						従業員数21～50人 4,000万円（5,000万円）				
						従業員数51～100人 5,500万円（7,000万円）				
						従業員数101人以上 7,000万円（9,000万円）				
						※（）内は短期に大規模な賃上げを行う場合				
販路開拓 設備導入 施設改修 IT・IOT	中小企業庁 全国商工会議所連合会 ／全国商工会連合会	小規模事業者持続化補助金	地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援。	一般型	通常枠	経営計画を作成し販路開拓に取り組む小規模事業者	50万円  補助上限 50万円上乗せ  補助上限 150万円上乗せ	第19回 申請受付開始 2026/3/6  応募締切 2026/4/30 17:00  様式4（事業支援計画書） 2026/4/16 まで	交付決定日から 2027/6/30まで	商工会議所地区 <a href="https://r6.jizokuka-hojokin.info/">https://r6.jizokuka-hojokin.info/</a>  商工会地区 <a href="https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/">https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/</a>
					インボイス特例	免税事業者から課税事業者へ転換				
					賃金引上げ特例	事業場内最低賃金を50円以上引き上げる小規模事業者				
					2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4)					
設備導入	環境共創イニシアチブ(Sii) (資源エネルギー庁)	省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金	(I)工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を支援 (I)工場・事業場型 ①先進設備・システムの導入 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業。  (I)工場・事業場型 ②オーダーメイド型設備の導入 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業。  (II)電化・脱炭素燃焼型 ◎指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新する事業。  (IV)エネルギー需要最適化型 ④EMS機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。	先進枠	・省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ・省エネ量+非化石使用量：1,000kL以上 ・エネルギー消費原単位改善率：15%以上	中小企業：2/3以内 大企業：1/2以内	・単年度事業：15億円 ・複数年度事業：30億円 ・連携事業：30億円  ・単年度事業：15億円 ・複数年度事業：20億円 ・連携事業：30億円	次期 未定 令和7年度 公募終了	<a href="https://syouenehojyokin.sii.or.jp/124business/">https://syouenehojyokin.sii.or.jp/124business/</a>	
				一般枠	・省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ・省エネ量+非化石使用量：700kL以上 ・エネルギー消費原単位改善率：7%以上	中小企業：1/2以内 大企業：1/3以内				
				中小企業投資促進枠	・省エネ率+非化石割合増加率：7%以上 ・省エネ量+非化石使用量：500kL以上 ・エネルギー消費原単位改善率：5%以上	中小企業：1/2以内 大企業：対象外				
						1/2以内				3億円
						中小企業：1/2以内 大企業：1/3以内	1億円			

中小企業向け補助金・助成金一覧表

1. 設備導入支援関係

網かけ：小規模企業向け制度 赤字：前年度情報掲載（情報入手次第更新）

2026/3/5

区分	実施機関	補助金名	対象事業	対象企業等	補助率	補助限度額		募集期間	事業期間	HP等
		省エネルギー投資促進支援事業費補助金	(Ⅲ)設備単位型：SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。※(Ⅲ)との組み合わせ申請のみ対象	国内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主 以下のいずれかを満たす事業 ・省エネ率：10%以上 ・省エネ量：1kℓ以上 ・経費当たり省エネ量：1kℓ/千万円以上	1/3以内  中小企業：1/2以内 大企業：1/3以内	1億円  1億円		2025年度 公募終了	交付決定から 2026/1/31	<a href="https://syouenehoj.yokin.sii.or.jp/34business/">https://syouenehoj.yokin.sii.or.jp/34business/</a>
賃金引上げ + 設備投資	厚生労働省	業務改善助成金	事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度。	以下に該当する事業場 ・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業所 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	事業場内最低賃金 1000円未満：4/5 事業場内最低賃金 1000円以上：3/4	30円以上  45円以上  60円以上  90円以上	下記以外 30～120万円 事業場規模 30人未満 60～130万円 下記以外 45～180万円 事業場規模 30人未満 80～180万円 下記以外 60～300万円 事業場規模 30人未満 110～300万円 下記以外 90～600万円 事業場規模 30人未満 170～600万円	2025/4/11～	2026/1/31	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyou_nushi/shienjigyou/03.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyou_nushi/shienjigyou/03.html</a>
設備導入	島根県 産業振興課	島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	エネルギー価格高騰の影響を受けている県内中小企業（製造業、飲食、商業、サービス業等）に対し、エネルギーコスト削減を図るための取り組みの経費の一部を補助することにより、県内中小企業の経営基盤強化を支援 <要件> ・対象設備等を導入し、現状よりもエネルギーコスト削減に繋がる取組であること ・事業の継続に必要であること ・ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援助成金（しまね産業振興財団）、島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援補助金のいずれの交付も受けていないこと <対象設備等> ユーティリティ設備、生産設備、EMS等	・県内に主たる事業所を有する中小企業者のうち、製造業者（みなし大企業を除く）であること <要件> ①エネルギーコスト高騰の影響を受けていること ②対象設備等を購入し、エネルギーコスト削減につながる取組 ③事業の継続に必要であること	中小企業 1/2  小規模事業者 2/3	下限40万～上限750万		2026/2/2～ 2026/2/27	交付決定日から 令和9年 2月13日  ※事前着手制度を利用する場合は、令和8年2月2日以降の契約等が対象となります。	<a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/kyousou_project/monodukuri_henka_ku_pi/sogoshien_manufacturing_ind">https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/kyousou_project/monodukuri_henka_ku_pi/sogoshien_manufacturing_ind</a>
設備導入	松江市 ものづくり産業支援センター	松江市製造業エネルギーコスト削減対策支援事業補助金	製造業を営む市内中小企業者が、エネルギー価格高騰への対策として、省エネルギー化を図るために必要な設備更新や現場改善のための経費の一部を補助することにより、中小企業者の経営を支援することを目的とします。 【対象事業】 (1) 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けた取組 (2) エネルギー価格高騰の影響による負担を軽減するための省エネルギー化に資する以下の取組 (注意) エネルギー削減効果を客観的に示すことができるものに限ります。 ア 生産設備またはユーティリティ設備の更新 イ 生産設備またはユーティリティ設備のエネルギー使用量削減を図る現場改善 ウ エネルギー使用量の見える化や監視・制御を行う設備またはシステムの導入	次に掲げる要件の全てに該当するもの 1 「中小企業支援法」（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの ア 市内に本社を有するもの イ 市内に製造拠点を有するもの 2 「日本標準産業分類」（令和5年総務省告示第256号）に定める製造業を主たる事業としているもの 3 市税に滞納がないもの	1/2 以内	下限20万～上限450万		2026/2/2～ 2027/1/29 (予算が無くなり次第終了)	2027/3/10	<a href="https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu_matsuesangyoshienter/24926.html">https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu_matsuesangyoshienter/24926.html</a>